

57 ガソリンの誤販売について

灯油ストーブ等の暖房器具に誤ってガソリンが使用された場合には、極めて火災発生の危険性が高くなります。

給油取扱所においてガソリンの詰替え販売を行う際は、下記取扱いに十分注意してください。



1 販売の前に油種をよく確認！

2 ガソリンは灯油用ポリ容器に入れることはできない！

必ず「試験確認済証」のある、消防法令に適合したガソリン携行缶を使用してください。

3 ガソリンの容器詰め替えは、セルフスタンドであってもガソリンスタンドの従業員以外は行えない！

4 ガソリンの容器詰め替え販売の際は購入者の本人確認が必要！

⇒保安教育資料「54 ガソリンの容器への詰め替え時の本人確認」参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/80304/shiryoku54shusei.pdf>

5 ガソリン携行缶を使用する際は噴出に注意！

★使用時は周囲の安全を確認

★ふたを開ける前は発電機等のエンジンの停止とエア抜き

★高温の場所に置かない

【参考】 ガソリン携行缶の正しい使い方（危険物保安技術協会 HP）

http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/info/gasorin_25_12_10_p.pdf

